



葉 第 1186 号
平成26年11月27日

公益財団法人いばらき腎臓財団
理事長 大河内信弘 様

茨城県知事 橋本 昌



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

平成26年11月27日から、平成31年11月26日まで